

第四百十号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「占める者」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第八条第九項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「の再任用職員」を「の定年前再任用短時間勤務職員」に、「掲げる給料月額」を「掲げる基準給料月額」に改め、「応じた額」の下に「に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

第八条の二第一項を削り、同条第二項中「、第三項及び第九項」を「及び第三項」に改め、同項を同条とする。

第十四条第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条の三第二項中「給料月額」を「給料の月額」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「退職した者又は同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した者で退職」を「採用される」に、「退職前における勤務と再任用の各任期における勤務とが引き続くものと、それ以外の者にあつては再任用の各任期における勤務」を「、当該採用前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員として

の勤務と」に改める。

第十七条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条第三項、第二十四条の二第二項及び第二十四条の三第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条の四第二項中「第十一条の三」を「第八条第二項から第八項まで、第十一条の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の九項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（付則第十二項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第八条第一項、第三項及び第四項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定により職員を降給させる場合における第八条第七項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「とする。ただし、付則第九項の規定により職員を降給させる場合は、同条の規定にかかわらず、同項の規定により降給させるものとする。」とする。

11 付則第九項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第六条第二項第一号に掲げる職を占める職員
- 三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条第一項第一号又は第五号に掲げる職を占める職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において付則第九項の規定が適用されていた職員を除く。）

12 地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び付則第十四項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第九項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第九項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第九項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第十二項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第十二項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 付則第十二項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第九項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 付則第十二項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十一条第二項、第十五条の四第一項並びに第十五条の五第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

17 付則第九項から前項までに定めるもののほか、付則第九項の規定による給料月額、付則第十二項の規定による給料その他付則第九項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「~~再任用職員~~」を「~~再任用職員~~」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	219,700	258,100	276,600	294,600	324,900	392,500

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第九項から第十七項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額
は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第二条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第七条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第二項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料
月額
は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第
七条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第二項に規定する当
該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東
京都条例第四十五号）第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定
する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員でへき地学校等（改正後の条例第十五条の二第一項に規定するへき地学校
等をいう。以下同じ。）に勤務する者のうち、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の六第一項の

規定により退職した者若しくは同法第二十八条の七の規定により勤務した後退職した者で退職前から引き続きへき地学校等に勤務するもの又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後定年退職日相当日（同法第二十二条の四第一項に規定する定年退職日相当日をいう。以下同じ。）に退職した者で退職前から引き続きへき地学校等に勤務するものにあつては退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続きものと、同法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続きへき地学校等に勤務していた定年前再任用短時間勤務職員であつて、定年前再任用短時間勤務職員として勤務した期間中引き続きへき地学校等に勤務した後定年退職日相当日に退職した者で退職前から引き続きへき地学校等に勤務するものにあつては定年前再任用短時間勤務職員として採用される前にへき地学校等に勤務していた期間と退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続きものと、それ以外の者にあつては暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務が引き続きものとみなして、改正後の条例第十五条の三第一項及び第二項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十四条第三項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項及び第二十四条の四第二項の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第十四条第三項第二号及び第十七条第三項の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等を踏まえ、六十歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。